

平成29年度事業計画

北広島市高齢者総合ケアセンター—聖芳園

はじめに

平成29年度は旧介護予防事業・給付が再編され「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行していきます。地域包括支援センターがその核になるかと思われませんが、こちらも保険者の取り組みを注視しつつ、内部での課題も整理しながら提案されたものにどのように応えるのかなど準備する必要があります。近隣の介護保険施設等の動向にも注目しつつ、何が求められているのか等できるだけ柔軟に対応することができるよう検討していきます。

また各サービス事業所を運営するため介護職員の充足は必須ではありますが、全国的にも業界全体として介護職員の雇用は非常に厳しい状態です。今年度は私たちが会員として加入する北広島市介護サービス連絡協議会と保険者とも協働し「介護職員事業所合同説明会」を開催予定です。まずは意見が言いやすく、働きやすい職場であること、お互いに何かあれば助け合える職場であること等現在働く私たち自身が感じることができるようセンター研修などの機会を活かしていきたいと思えます。

現介護報酬は中重度者や認知症、看取りへの対応、リハビリなどを加算で評価するという形になっています。厳しい状況は予想されますが従前通り加算を継続的に取得できるように、職員間の情報共有が確実にできるような気持ちを引き締めて取り組んでいきたいと考えます。

昨年7月に起きた神奈川の身体障害者施設の事件は衝撃的なものでしたが、これを契機にお客様を守りながら防犯対策をしていくことも求められる時代に入っています。地域に開かれた施設、サービスを展開していきながら、不特定の悪意があるということも知った上でどう向き合うのか、目に見える形で示すだけでなく施設内の防犯体制や職員の意識をどう変えていき、工夫していくのか検討してまいります。

最後に当センターが平成11年の施設移転、建設時に金融機関から借り入れた資金も平成30年には償還が終了予定であります。大規模修繕や各機器の入れ替え等多くの支出はすでに始まっていますが、今後さらに地域に根差したセンターとして、中長期的にどのような視点を持って活動するのかセンター内のワーキングチーム等で検討準備に入りたいと考えています。

1. サービス基盤の充実

サービス基盤の充実のために介護職員の充足は必須ですが、当センターでも昨年は上半期から退職する職員が続いたことから特別養護老人ホームの入居を一時制限せざるを得ない状況がありました。また退職した職員が中堅的な役割を担うようなレベルだったことからその抜けた穴は大きいものでした。夜勤ができる介護職員の不足、収入が一定になるまでに時間のかかるホームヘルパーも敬遠され、一部職員に負担がかかるような状況が続いています。この10年来介護職員は入職時からの正規雇用とはしていない経過がありましたが、現状から鑑みて昨年度は夜勤ができる介護福祉士を入職時から正規雇用としました。今後も全体のレベルの底上げや職員確保に努めていくこととし、介護職として高卒の新卒者を2名採用いたしましたのでより一層の責任を持って人材育成を、と準備しているところです。

また従前より施行しておりますが、昨年度は契約職員3名を正規職員に雇用形態を変更し採用いたしました。今年度は各事業所の状況を考慮しながら検討いたします。

2. サービス機能（施設・在宅）の充実、強化

介護職員の入退職等により、職員間における専門的スキルの格差がみられるのは否めない状況にあります。これらの状況を改善するために平成27年度から施設内研修の一環として新たに介護力講座（スキルアップ研修）を行っておりますが今年度も「介護スキルの標準化」に努めてまいります。特に小グループ

制を取りながら学んだ研修内容を理解、実践できるよう進めます。

特別養護老人ホームでは、「看取り期の対応」について看護・介護・相談等の職員の理解も深まっており徐々に充実したものになっていると思われます。看取りについてはお客様、ご家族とも意思疎通は図れていると思われますが、今後さらにこの態勢を強化し施設の大切な機能・特徴として活かされるよう努めてまいります。リスクマネジメント委員会も定期開催され、メンバーを中心としながらヒヤリハット事例の再発防止に向けた取り組み、フロアのラウンドなどを組み入れながらの活動を継続してまいります。

デイサービスセンターにおいて昨年度は、近隣の小規模デイサービスセンターが数ヶ所廃業しているためその受け皿としても若干お客様が増えている傾向がありました。国が進める施策の柱である認知症高齢者、中重度の要介護者の受け入れができる大規模事業所として、今後も取り組んでまいります。

また介護予防サービスを利用されているお客様も多く抱えておりますので、日常生活支援総合事業に向けてホームヘルパーステーション、デイサービスセンターと幅広く受け入れを図るものであります。

従前より対応しておりましたが、今後も介護保険サービスでご利用できない内容等自費でサービスを希望されるお客様の要望にはできるだけ柔軟にお応えしていきたいと考えています。

3. 財政基盤の安定化

平成28年度の一時的な特別養護老人ホームの入居者数の落ち込みもあり、財政的に厳しい状況が続きますが今後も確実に加算が算定できる要件を整えなければなりません。しかしながら単純に介護度によってサービスを除外するというのではなく地域や保険者の動き、日常生活支援総合事業等様々な新しい制度の理解も深めていかなければならないと考えます。

また従前と同様定員枠のある特別養護老人ホーム、短期利用施設、デイサービスセンター、居宅介護支援ステーションについては効率的なサービス利用を図るとともに、ホームヘルパーステーションについては介護保険サービス、障害者総合支援法両法、また介護保険外の自費サービスを効率的に活用し、サービス利用増に努めてまいります。そして、住民の総合窓口とも言える地域包括支援センターを起点とし総合ケアセンターとしての役割を最大限に活用し、各種サービスに繋げることで上記の目標達成に向けてより近づけ、財政の安定化を図ることができるよう努力してまいります。

4. 地域への公益的な活動

社会福祉法人として本体事業を行なうことはもちろんですが、地域へどのように貢献できるかを検討してまいりました。平成27年度から開始した地域の誰もが安心して集うことのできる「サロン（西の里虹サロン）」や「認知症カフェ（西の里おれんじカフェ）」の取り組みでは定期的に毎月開催し、世代間交流や地域活動への支援も継続しており、少しずつ地域のみなさまに存在を感じ始めていただいているところではないかと思います。参加されるお客様だけでなく、地域のボランティアの方も少しずつ増えてまいりました。今後さらに地域に根差したセンターとして、どのような視点を持って活動するのか等意見交換等を行なってまいります。